○農林水産省告示第九百五号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令（平成十八年農林水産省令第七十二号）第三条第一号の規定に基づき、平成二十三年度に交付する農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項の交付金に係る同令第三条第一号の農林水産大臣が定める平成二十二年度における対象農産物の数量当たりの価額を次のように定める。

平成二十三年五月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局経営政策課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所並びに内閣府沖縄総合事務局に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）第十二条第一項の規定に基づき、平成二十四年度に交付する農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項の交付金に係る同令第十二条第一項の農林水産大臣が定める平成二十三年度における対象農産物の単位面積当たりの標準的な収入額を次のように定める。

平成二十三年五月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局経営政策課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所並びに内閣府沖縄総合事務局に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四百四十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、知多都市計画事業に係る常滑西特定土地区画整理事業の施行規程の変更（第二回）及び事業計画の変更（第二回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年五月六日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　縦覧開始の日　平成二十三年五月七日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　愛知県常滑市榎戸字午新田二百三十二番地　独立行政法人都市再生機構常滑開発事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第四百五十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規定（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年五月六日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

安田川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

福井県福井市安田町

二一字中尾　一番から六番まで

七番一及び七番二

八番から二二番まで

二三番一から二三番三まで

二四番一及び二四番二

二五番から三五番まで

三六番一

三七番から四一番まで

八番から一〇番まで

一一番一及び一一番二

一四番から一八番まで

一九番一から一九番四まで

二〇番から二九番まで

三〇番一及び三〇番二

三一番から三五番まで

三六番一及び三六番二

三七番から四〇番

八番から一二番まで

一三番一及び一三番二

一四番から一六番まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

福井県福井市安田町

二二字松原　一番　一号

一四番　四号

二三字西岡　七番　二号

九番　三号

二〇字東山　一六番　五号及び六号

二三字西岡　一号及び二号

三号

四号

十二番　五号

一番・二番合併

○国土交通省告示第四百五十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年五月六日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

柏川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十二年国土交通省告示第七百二号で指定した第一号に掲げる土地の区域を除く。）

熊本県下益城郡美里町柏川字葛野三十五国有林

一〇七二林班　ら小林班　一号から七号まで

ら一小林班　八号及び九号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

弁天川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

福井県三方上中郡若狭町向笠

十五号犬山　十五番から二四番まで

一一五号山谷　二番から二二番まで

二三番一及び二三番二

二四番から二八番まで

二九番一及び二九番二

三〇番

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

管谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

福井県大飯郡高浜町上車持

十六字管ケ谷　十三番から十八番まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

福井県大飯郡高浜町上車持

十六字管ケ谷　十三番　一号及び二号

十四号

一番・二番合併　五号

○国土交通省告示第四百五十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年五月六日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

鳥谷沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内第二十八地割

字下横沢　二七番一　一号及び二号

一六番六　三号から八号まで及び十一号から十五号まで及び十九号及び十号

一六番一二八

一六番一一五　地先水路敷　十六号

一六番一一五　十七号及び十八号

一六番一一三　地先道路敷　十九号

一六番一一三　二十号から二十三号まで

一六番二五　二十四号から二十八号まで

○国土交通省告示第四百五十三号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において読み替えて準用する同法第四十四条の規定に基づき、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する同法第五十条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年五月六日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所

ビューローベリタスジャパン株式会社　神奈川県横浜市中区山下町一番地シルクビル

二　変更する年月日

平成二十三年五月一日

三　変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地

立川事務所　東京都立川市曙町二丁目十三番三号